

令和7年度
若年性認知症自立支援ネットワーク研修

若年性認知症サポートセンターの
役割と機能
～就労支援の実際～

若年性認知症支援コーディネーター
松本 由美子



本日の内容

- ・若年性認知症について
- ・若年性認知症支援コーディネーターの役割とサポートセンターの業務等について
- ・就労支援の実際について

若年性認知症とは

「65歳未満で発症した認知症」

発症年齢で区分した概念であり、若年性認知症という独立した病気ではない

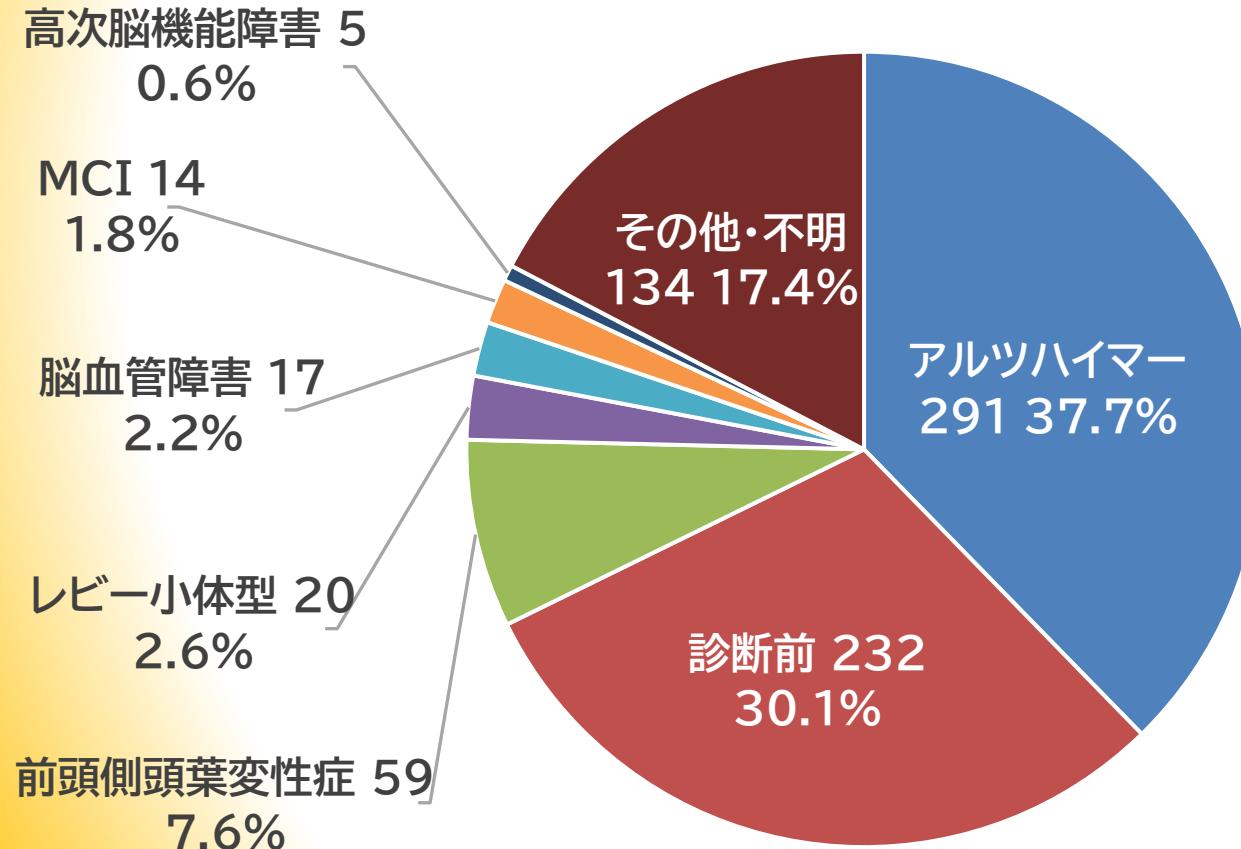
- ・ 18歳から64歳人口における、人口10万人当たりの若年性認知症
有病率は**50.9人**
- ・ 全国の若年性認知症の数は**約35,700人** 埼玉県は**約2,200人**
- ・ 最初に症状に気づいた年齢は平均**54.4歳**

栗田主一：わが国の若年性認知症の有病率と生活実態. 精神医学62：1429-1444.2020

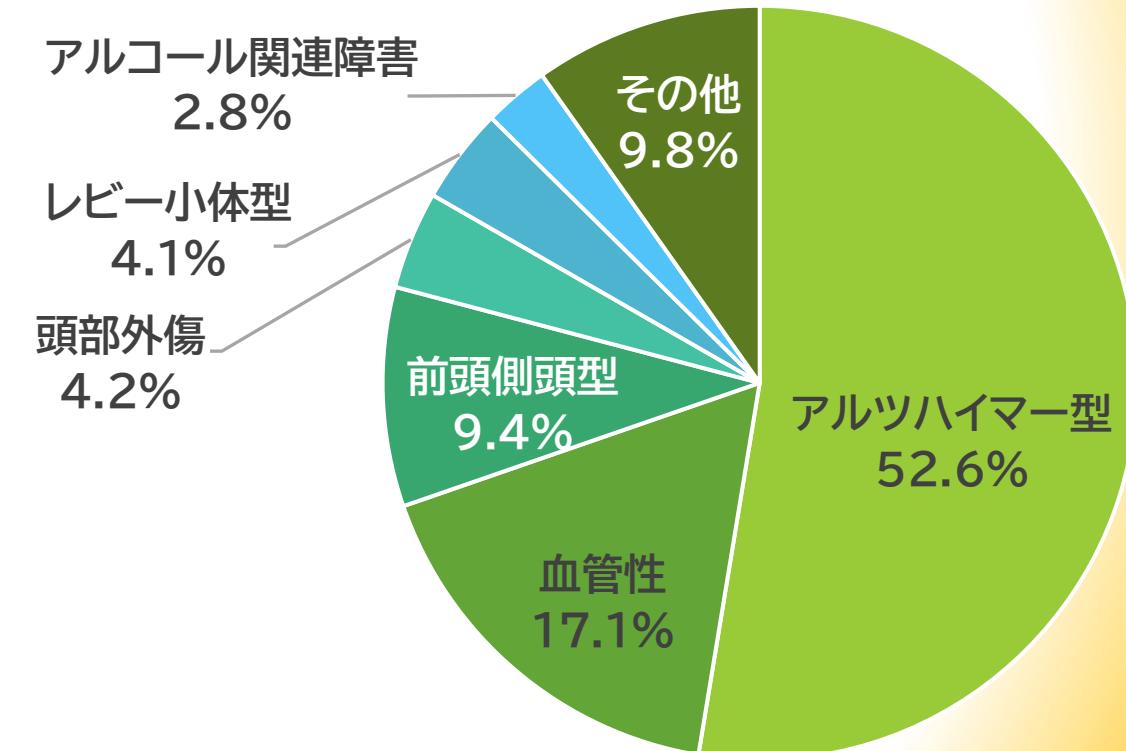
若年性認知症の方の原因疾患について

【原因疾患別】

2019年4月～2025年3月までの
サポートセンターの新規相談:772件



栗田主一：わが国の若年性認知症の有病率と生活実態
精神医学62：1429-1444. 2020



認知症の方が受ける主な検査

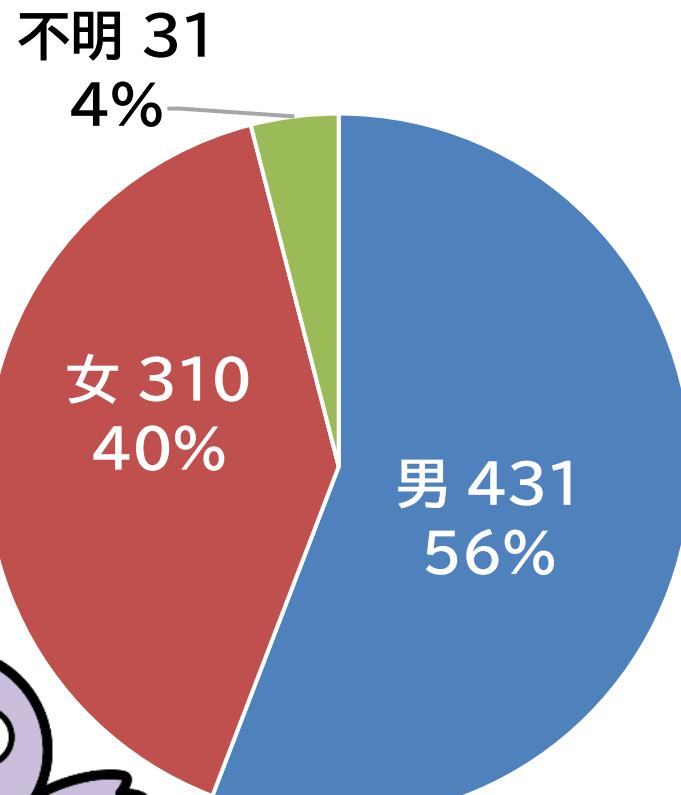
- **認知機能検査**（長谷川式、MMSE等）
認知機能を客観的に評価する神経心理学的検査法
- **MRI検査**（磁気共鳴画像診断法）
脳の萎縮の程度（脳の形態）が分かる
- **SPECT**（単一光子放射断層撮影）
特殊な放射性医薬品を注射し、脳の血流状態を画像化するため、**脳の萎縮が始まる前から脳機能の低下が発見できる**
- **髄液検査**
画像検査だけでは診断が困難なアルツハイマー病の診断をする際等に実施

若年性認知症の場合MRI検査で確定診断される方は少なく、SPECTや髄液検査まで行いやっと確定診断される方が多い

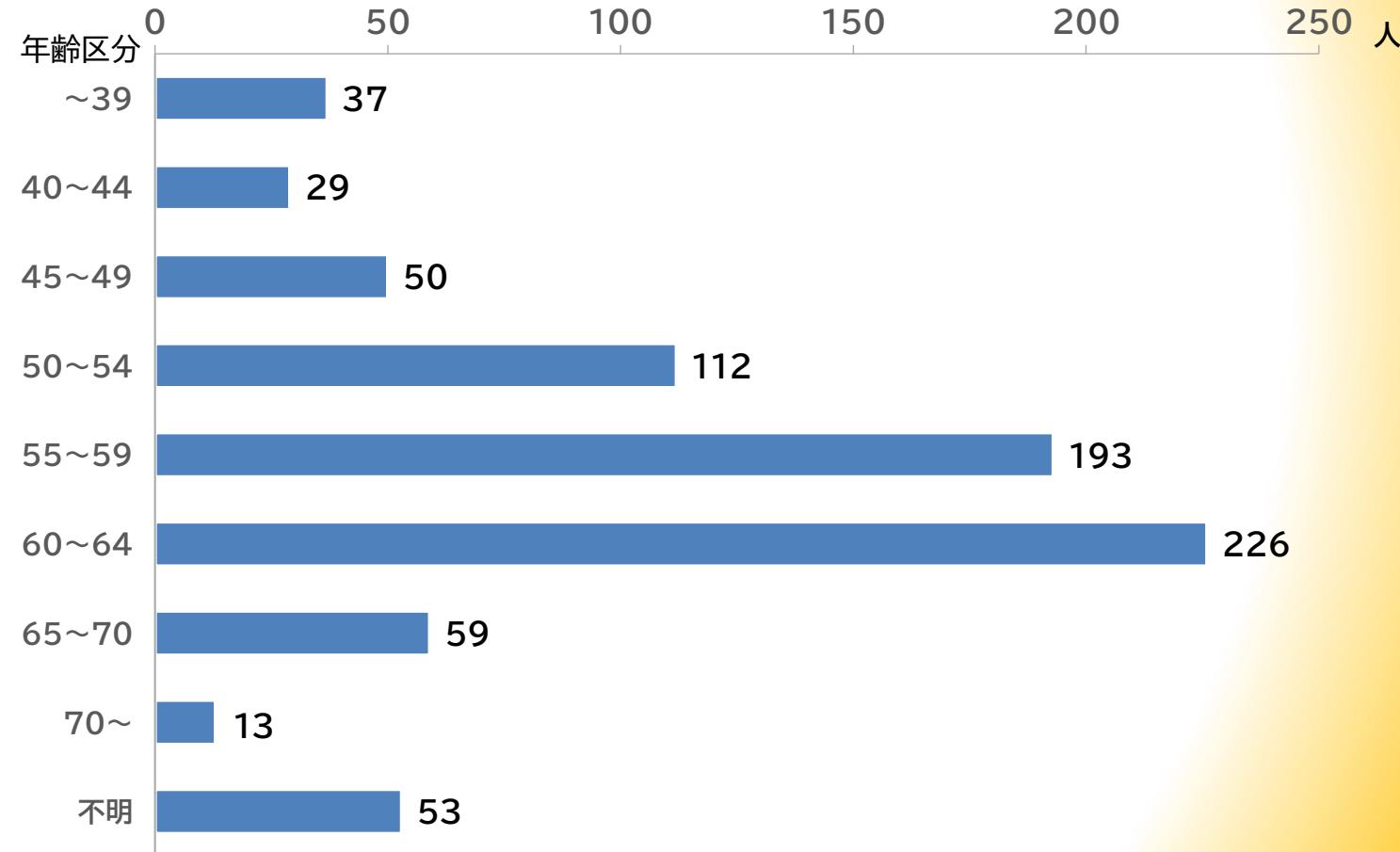
若年性認知症の相談状況（性別・年齢）

2019年4月～2025年3月までの新規相談：772件

【男女別】



【年齢別】



若年性認知症支援コーディネーターについて

【若年性認知症支援コーディネーターとは】

2015年度の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づいて、各都道府県に若年性認知症の相談窓口が設置され、関係機関の調整役として若年性認知症支援コーディネーターが配置されることになった

【若年性認知症支援コーディネーターの役割】

- ・ 若年性認知症支援コーディネーターは、若年性認知症の人のニーズにあつた
関係機関やサービス担当者との「調整役」になることが期待される
- ・ 必要に応じて、職場や福祉サービス事業所等と連携し、就労継続や居場所づくりに働きかけるなど、本人が自分らしい生活を継続できるよう本人の生活に応じた**総合的なコーディネートを行うことが求められる**

「若年性認知症支援コーディネーター配置のための手引き書」より

「認知症施策推進基本計画」では ①

【3. 認知症の人の社会参加の機会の確保】

(3) 多様な主体の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

- 若年性認知症の人が障害者職業センター等を利用する際に、**若年性認知症支援コーディネーター**が専門家として就労支援を推進する
- 若年性認知症の人や家族等のニーズ、生活する地域の資源に応じた支援を行うため、**若年性認知症支援コーディネーター**が認知症地域支援推進員や地域包括支援センターの職員に対して支援を行う
- **若年性認知症支援コーディネーター**と企業の産業医や両立支援コーディネーター等による連携した対応を行う

「認知症施策推進基本計画」では ②

【5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

(2) 保健医療福祉の有機的な連携の確保

- 若年性認知症の人やその家族に対する支援に向けた、**若年性認知症支援コーディネーター**を中心とした保健医療福祉の関係機関による連携体制を構築する

埼玉県では若年性認知症支援コーディネーターを3名配置し、本人や家族が集えるスペースを確保し、2020年から**若年性認知症サポートセンター**として活動している

若年性認知症サポートセンターの業務

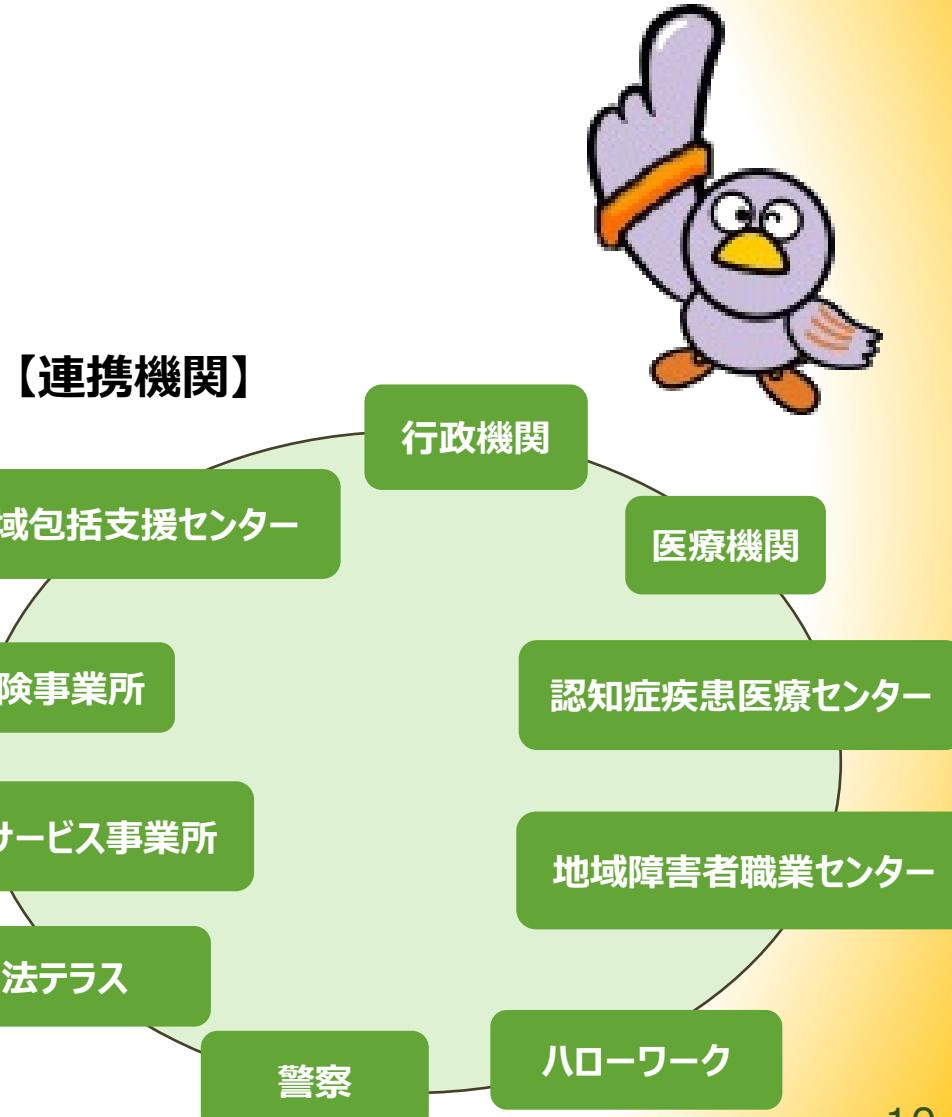
1. 相談窓口（本人・家族・専門職・企業等から）

2. 若年性認知症支援連携体制の構築

3. 若年性認知症の人や家族の交流会の開催

4. 企業等への雇用継続理解促進事業

5. 就労等社会参加支援



2024年度 若年性認知症サポートセンターの相談実績

相談者種別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		総合計	
	新規	延数	新規	延数	新規	延数	新規	延数	新規	延数	新規	延数	新規	延数	新規	延数										
本人	2	18	3	23	5	29	5	28	2	45	1	26	1	37	3	36	3	29	1	45	1	36		32	27	384
家族	7	104	4	97	6	71	4	102	5	75	5	62	6	82	6	92	6	72	6	80	7	81	9	71	71	989
職場・企業（産業医含）		9	1	5		2		2		2	1	11	2	11		12		6	1	2		1		8	5	71
医療機関	2	2		1		4	1	6		5	1	2		3		1		2	1	6	2	8		1	7	41
市町村担当課		9		6	1	18		12	1	11		16	1	8		11		12		16		17		17	3	153
地域包括支援センター		15		18	1	9	1	17		13	2	18		20	2	10		20		14	2	23	2	26	10	203
居宅介護支援事業所	1	7	1	12		8		6		3				3		3		3		1		1		3	2	50
年金事務所・社労士等						4		2		2		1				2				3		1		4		19
障害福祉サービス事業所						4				1		1				5		3		5						19
障害者就労支援関係事業所		1		10		2		3	1		2		1		5		4		5		2		5		41	
その他		17		5	3	7		13	1	17	1	20	1	19		17		15		17		18	1	12	7	177
月別合計	12	182	9	181	16	154	11	191	9	175	11	159	11	184	11	194	9	166	9	194	12	188	12	179	1322,147	

- ◆ 延べ相談数は2,147件、1か月平均179件（前年比平均133件）
- ◆ 新規相談数は132件、1か月平均11件（前年比平均10件）
- ◆ 家族からの相談が最も多い、次に本人、地域包括支援センターと続く

若年性認知症の方の支援の流れ

症状の進行

企業等での就労

(企業の理解・配置転換・できる仕事の見極め・障害者枠での就労含む)

★精神障害者福祉手帳の申請

★ハローワーク

障害者就労・生活支援センター等との連携

障害福祉サービス・福祉的就労
(就労移行支援・就労継続支援A型・B型等)

症状が進行し、働けなくなっても自分の居場所があり、社会とのつながりを持ち続けられる

医療サービスによる支援
(デイケア等)

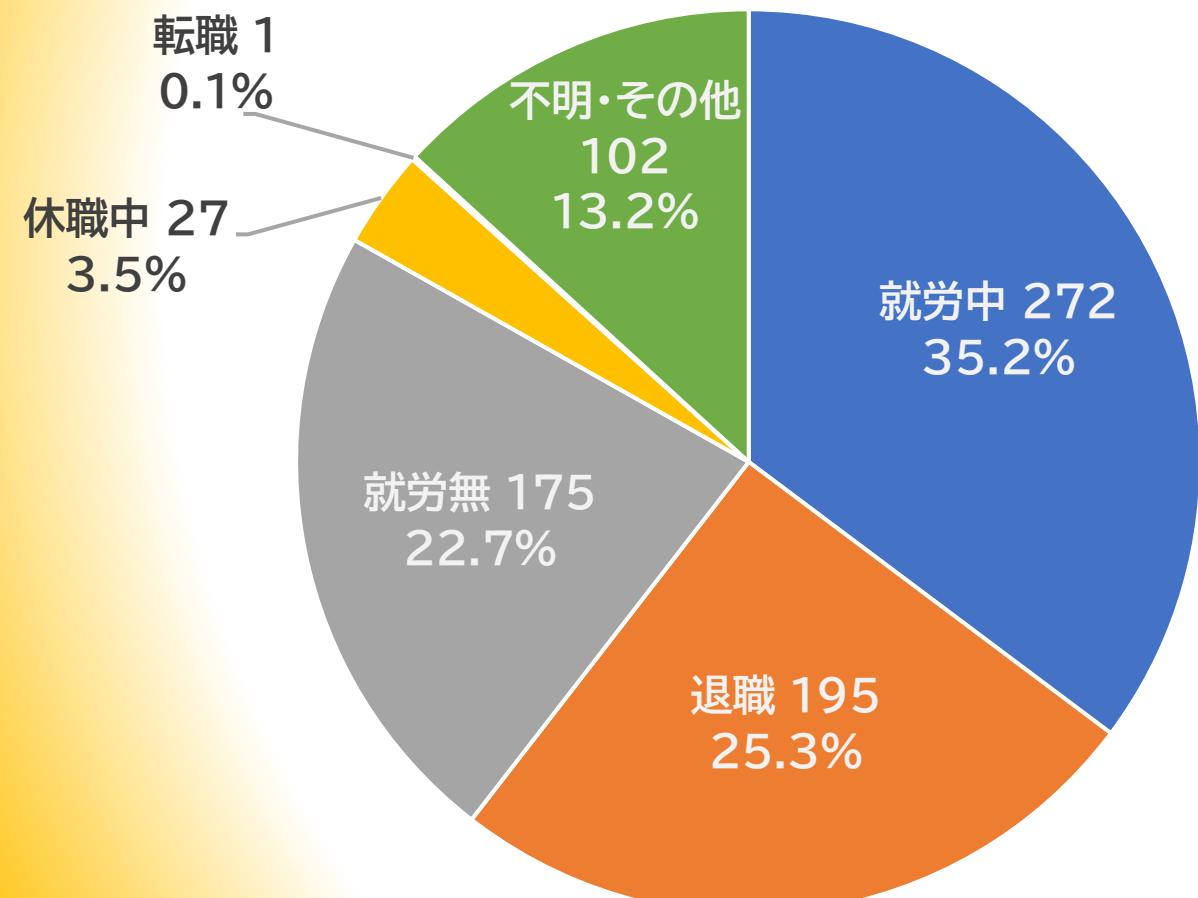
障害福祉サービスによる支援
(移動支援等)

介護保険サービスによる支援
(デイサービス・小規模多機能等)

居場所づくり・社会参加支援
(認知症カフェ、本人交流会、当事者・家族の会・ボランティア活動・趣味活動の継続・講演活動等)

サポートセンター新規相談者の状況（就労）

2019年4月～2025年3月の新規相談者集計 772件
相談時の就労状況



2019年4月～2025年3月の年度別 新規相談者（就労中）



就労中の支障のあれこれ

- 同じことを何度も質問するようになった
- 少し前の確認事項や約束を忘れることが多くなった
- 電話で上手く対応しているが、電話を終えると内容を忘れている
- 大事な書類（提出物）を忘れたり、失くしたりすることが多くなった
- 知っているはずの人（お客様）の顔や名前を間違えるようになった
- 約束の場所を間違えたり迷ったりするようになった
- 何度も時計を確認しているが、約束の時間を間違えることがある
- 指示されたことや書類の内容が理解できないことが多くなった
- メモを取っているが、メモを見ても内容を思い出せないことがある
- 使い慣れている機器（PC等）の操作に戸惑うようになった
- 会議や打ち合わせで話についていけないことがある
- 仕事の段取りが悪くなつた
- 仕事の効率が悪くなり残業が増えた
- 作業に手間取りミスが目立つようになった
- 簡単な言葉が思い出せなくて、“あれ”、“それ”と言うことが多くなつた
- その場にそぐわない言動をして、周囲の人が驚くことがある

このような症状がある方の就労継続の支援を考える

若年性認知症の方の就労支援（就労継続支援）

本人が就労継続を希望していることが大切

主治医や産業医、職場の担当者と相談

- ①現在の就業を継続
- ②軽作業など、仕事内容の変更、役割やポストの変更

初診から6か月後

精神障害者福祉手帳の申請

- ③障害者法定雇用枠での就業
- ④ジョブコーチの利用

休職へ

- ⑤傷病手当金の申請
- ⑥就業規則の確認

«例えば»

- ・ 調理をしていた方は、サポートしてくれる方を配置し、手順を支持することで調理を継続
- ・ 電話対応は難しくなり、PCの操作も出来なくなつたので役職から降格し、総務に配置転換
- ・ デパートの紳士服売り場にいたが、搬入作業に配置転換

«例えば»

- ・ 精神障害福祉手帳を取得し、障害者雇用にて出来る仕事を継続
- ・ 会社がジョブコーチ支援を依頼し、本人が出来る業務の切り出しを実施
- ・ ジョブコーチの助言があり、1日4時間の業務に変更し、就労継続した

«例えば»

- ・ 公共交通機関利用が難しくなり通勤が出来なくなった
- ・ これまで出来ていた業務が徐々にできなくなった
- ・ ランチに行って戻れなくなった

若年性認知症の方の就労支援（再就職支援）

就職先・支援先	特記	事例
障害者法定雇用枠での一般企業・特例子会社	<ul style="list-style-type: none">ハローワークや市町の障害者就労支援センターが仲介障害手帳がある場合、ハローワークの窓口は別になる一般企業への再就職はかなりハードルが高い特例子会社を持っている会社であれば転職も可能	A氏：得意なPC操作を活かせる仕事を障害者就労支援センターがマッチング
就労移行支援 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none">何が得意で何が苦手なのか、一緒に考える支援退職し乱れていた生活リズムを整える支援から可能模擬就労、企業見学・実習への参加等の支援がある再就職後も継続して定着支援を実施することが出来る	B氏：2年間通い続け、実習から特例子会社に再就職し、その後定着支援も受けた
就労継続支援A型 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none">利用開始時の年齢が65歳未満雇用契約に基づいて働きながら、一般就労も目指す最低賃金が確保されている通勤が出来ることが前提	C氏：休職、退職を経て自宅から徒歩で通勤できるA型に通所
就労継続支援B型 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none">一般企業の就労が難しい人等を対象雇用契約は結ばずに、仕事をすることで働く場を提供社会的自立を目指して能力の向上のために訓練を行う利用料が発生する場合もある	D氏：退職後3年が経過していたが、送迎があるB型に通所

若年性認知症の方の再就職事例

2021年度			
50歳代	男性	特例子会社	障害者雇用
50歳代	女性	介護保険事業	障害者雇用
50歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
40歳代	男性	特例子会社	障害者雇用
2022年度			
40歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
40歳代	男性	特例子会社	障害者雇用
60歳代	男性	社会福祉法人	一般就労（パート）
40歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
60歳代	男性	特例子会社	障害者雇用
40歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
60歳代	男性	特例子会社	障害者雇用
50歳代	女性	障害者総合支援法	就労A
2023年度			
50歳代	女性	障害者総合支援法	就労B
60歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
50歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
50歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
50歳代	男性	特例子会社	障害者雇用
2024年度			
60歳代	男性	障害者総合支援法	就労A
40歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
50歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
50歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
50歳代	女性	障害者総合支援法	就労B
60歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
60歳代	女性	障害者総合支援法	就労B

若年性認知症の就労支援の課題は様々

就労能力の低下

- ・本人、家族が就労継続を希望しても、著しく就労能力が低下している場合がある
- ・基本的な就労能力について確認が必要



【職業準備性簡易チェックリスト】

- ・通勤が一人でできる
- ・適切な時間に一人で昼食をとることが出来る
- ・仕事に適した身だしなみを一人で整えることが出来る
- ・金銭の支払いを一人で行うことが出来る
- ・突発的な事に臨機応変な行動や援助要請が出来る
- ・仕事上やその場に応じた会話が出来る
- ・就業規則などを理解して働くことが出来る
- ・1日7時間程度集中して働くことが出来る
- ・仕事の指示内容を理解することが出来る
- ・危険に対処して働くことが出来る

東京都若年性認知症総合支援センター作成

本人・家族のニーズのズレ

- ・本人は職場での周囲との関係が悪化していて就労継続を望まない場合がある
- ・家族は収入を得るために、就労継続を希望する

仕事内容と職場での立場

- ・職業、役職、現在の仕事内容によって差がある
- ・勤続年数、仕事の業績、貢献度が影響することも
- ・自営業の場合は、経営状況や後継者の有無に

職場について

- ・障害者雇用の実績があるか、特例子会社があるか
- ・産業医がいるか、主治医との連携が可能か
- ・相談担当者がいるか

ボランティア活動・デイサービスでの工夫の事例

Aさん 50代女性 アルツハイマー型認知症
看護師として長く働いてきたAさん

「シーツ交換ならで
きると思うから、ボ
ランティアできると
いいな」



高齢者から「ありがとう」と言われ、自分で
も役に立つことがあり
嬉しい

コーディネーターと一緒に地域包括支援センターへ相談
ボランティア活動が出来る施設を紹介してもらった



- ・自宅から徒歩で行ける特養に週2日シーツ交換のボランティア活動を開始
- ・雨が降っても、暑くても一人で歩いて通っていた
- ・生き生き活動する姿に、家族も安心していた

Bさん 50代男性 アルツハイマー型認知症
技術職として長く働いてきたBさん

「もう俺は金を稼ぐ
ために働きたくない
よ、でも手伝いは
出来るかな」



ばあちゃん達元気な
んだよ、俺の方が負
けちゃうよ、頑張らな
いとね

コーディネーターと一緒にケアマネへ相談
ボランティア活動が出来るデイを紹介してもらった



- ・週2日デイサービスの利用をしながら、スタッフと同じユニフォームを着て、高齢者の車いすを押したり、話を聞いたりしてスタッフの手伝いをしていた
- ・高齢者の人気者となり、継続して利用していた

本人の「働く・仕事をする」を明確にする



本人の**「働きたい、仕事がしたい」**の言葉の具体的なイメージをしっかり聞きとり、同じ目標に向かって支援しましょう

ご清聴ありがとうございました

